

令和7年7月23日

各位

HOYA株式会社

代表執行役 池田 英一郎

HOYA株式会社による会社分割に関する事前開示

(吸収分割会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書類)

HOYA株式会社（以下「吸収分割会社」という）及びPENTAX Medical合同会社（以下「吸収分割承継会社」という）は、令和7年7月10日付吸収分割契約書に基づき吸収分割会社が吸収分割契約書に定める事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させること（以下「本件吸収分割」という）に関連し、以下のとおり事前開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

記

第1 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

令和7年7月10日付の吸収分割契約書は別紙1「吸収分割契約書」の通りです。

第2 分割対価の相当性に関する事項（会社法第760条第4号・第5号、会社法施行規則183条第1号ロ）

吸収分割会社は、本件吸収分割に際し、吸収分割承継会社の社員とはなりません。

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際し、承継対象権利義務に代わり、本件吸収分割の効力発生の直前時点において吸収分割承継会社が保有する、以下の計算式により算出される数の、吸収分割会社完全子会社のHOYA Holdings N.V.（本件吸収分割に先立ちオランダ法準拠の非公開有限責任会社（besloten vennootschap）に組織変更予定であり、本件吸収分割の効力発生日の直前時までには吸収分割承継会社の完全親会社となります。以下「HHNV」という。）の普通株式を吸収分割会社に対して交付いたします。吸収分割承継会社が吸収分割会社に交付する対価及びその総数については、本件吸収分割の効力発生日の直前時において、HHNVが吸収分割承継会社の発行済み株式の全部を有することから相当であると判断しております。

本件吸収分割の効力発生日の前日終了時点（以下「基準時」という。）の承継対象権利義務の時価純資産額

÷

基準時のHHNVの普通株式の1株当たり時価純資産額

第3 全部取得条項付種類株式の取得等に関する事項（会社法758条第8号、会社法施行規則183条第3号）

該当事項はありません。

第4 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法第758条第5号・第6号、会社法施行規則183条第3号）

該当事項はありません。

第5 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則183条第4号）

1. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2の通りです。

2. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第6 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則183条第5号）

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 自己株式の消却

2025年5月1日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第178条の規定に基づき、資本効率の向上と発行済株式総数の減数を通じた株主利益の増進を図る観点から、2025年2月3日の取締役会決議に基づき取得した自己株式の消却を決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類 普通株式

(2) 消却する株式の総数 2,736,600株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.79%)

(3) 消却実施日 2025年5月14日

(4) 消却後の発行済株式総数 343,122,620株

2. 剰余金の配当(期末配当)

2025年5月22日開催の取締役会において、以下のとおり、2025年3月31日を基準日とする剰余金の配当について決議いたしました。

(1) 基準日 2025年3月31日

(2) 1株当たり配当金 115円00銭

(3) 配当金総額 39,417百万円

(4) 効力発生日 2025年6月2日

(5) 配当原資 利益剰余金

3. 税務訴訟の判決

2025年6月、当社は、東京地方裁判所（以下「裁判所」という）から、2013年6月に当社が受けた移転価格税制に基づく更正処分を受けて提起していた取消訴訟に関して、2007年3月期から2011年3月期までの5事業年度に係る更正処分額のうち、法人税・地方税等約13億円を取り消すこととなる内容の判決の言い渡しを受けました。

今回の判決のうち処分の取り消しが認められなかった部分につきましては、当社の主張と相違があるため、法令に則り、処分の取り消しを求めて速やかに控訴の提起を行う予定です。裁判所の判決の受領は、当社の連結財務諸表に重大な影響を与えることはない見込みです。

第7 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する債務に関する判断

吸収分割承継会社の成立の日である、令和7年6月23日の貸借対照表における資産の額は1円、負債の額は0円です。また、本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産の額は18,939百万円、負債の額は4,191百万円であり、本件吸収分割後、吸収分割承継会社の債務の履行に影響を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在予想されておりません。

以上より、本件吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

2. 吸収分割会社の債務に関する判断

吸収分割会社の令和7年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は489,543百万円、負債の額は87,195百万円、純資産の額は402,348百万円です。また、本件吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社へ承継される予定の資産の額は18,939百万円、負債の額は4,191百万円であり、本件吸収分割後、吸収分割会社の債務の履行に影響を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等の発生は現在予想されておりません。

以上より、本件吸収分割後の吸収分割会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

上記1. 及び2. 並びに各社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社及び吸収分割会社の双方において、各社の負担する債務につき、本件吸収分割がその効力を生ずる日以降も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

HOYA 株式会社（以下「**HOYA**」という。）及び PENTAX Medical 合同会社（以下「**PENTAX Medical**」という。）は、HOYA が本事業（第 2 条に定義する。）に関して有する権利義務を PENTAX Medical に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。なお、本吸収分割の効力発生の直前時までに、PENTAX Medical は、オランダ法準拠の公開有限責任会社（naamloze vennootschap）として設立され、本会社分割に先立ち非公開有限責任会社（besloten vennootschap）に組織変更することとなる HOYA HOLDINGS N.V.（以下「**オランダ持株会社**」という。）の直接の完全子会社となる予定である。

第 1 条 （吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

本吸収分割における吸収分割会社である HOYA 及び吸収分割承継会社である PENTAX Medical の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号 HOYA 株式会社

住所 東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社

商号 PENTAX Medical 合同会社

住所 東京都昭島市つつじが丘一丁目 1 番 110 号

第 2 条（本吸収分割）

HOYA は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、医療機器（内視鏡）事業（以下「**本事業**」という。）に関する権利義務を PENTAX Medical に対して承継させ、PENTAX Medical はこれを HOYA から承継する。

第 3 条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割により、PENTAX Medical が HOYA から承継する資産、債務、契約、その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。承継権利義務の承継に伴う登記、登録、届出、通知その他手続に要する一切の費用は、PENTAX Medical の負担とする。

2. 承継対象権利義務のうち、その承継につき関係官庁の免許、許可、認可、承認、登録、届出等その他これらに類する行為（以下「**許認可等**」という。）を要するものについては、当該許認可等の取得を条件として、本吸収分割に際して承継する。
3. 本吸収分割により PENTAX Medical が HOYA から承継する債務については、全て PENTAX Medical が免責的にこれを引き受ける。なお、PENTAX Medical が HOYA から承継する債務について、HOYA が弁済その他の負担をしたときには、HOYA は PENTAX Medical に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条（分割対価）

PENTAX Medical は、本吸収分割に際し、承継対象権利義務に代わり、本吸収分割の効力発生の直前時点において PENTAX Medical が保有する、以下の計算式により算出される数の、オランダ持株会社の普通株式（以下「**本オランダ持株会社対価株式**」という。）を HOYA に対して交付する。なお、HOYA 及び PENTAX Medical は、PENTAX Medical が、本吸収分割に際し、HOYA に対して、本オランダ持株会社対価株式以外に金銭その他の対価を何ら交付しないことを確認する。

本効力発生日の前日終了時点（以下「**基準時**」という。）の承継対象権利義務の時価純資産額

÷

基準時のオランダ持株会社の普通株式の1株当たり時価純資産額

第5条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026年5月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、HOYA 及び PENTAX Medical が協議の上合意によりこれを変更することができる。

第6条（分割承認決議）

1. HOYA は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. PENTAX Medical は、業務執行社員による本契約書の承認を得て本吸収分割を行う。

第7条（本吸収分割の効力発生の前提条件）

本吸収分割は、本吸収分割の効力発生直前時点において、①オランダ持株会社の非公開有限責任会社（besloten vennootschap）への組織変更が完了していること、② PENTAX Medical が本オランダ持株会社対価株式の全てを保有していること、③オランダ持株会社が PENTAX Medical の持分の全てを保有していること、④PENTAX Medical

が本吸収分割の効力発生後に本事業を適法に営むために必要な許認可等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき必要な許認可等を含む。）を取得済である又は本吸収分割の効力発生直後に取得することが合理的に見込まれていること、及び、⑤本吸収分割の実行に際して必要となる外国為替及び外国貿易法第 27 条第 1 項に基づく届出その他法令に基づく手続（許認可等の取得及び必要な待機期間の経過を含む。）が全て完了していることを条件として、その効力を生じるものとする。

第 8 条（競業禁止義務の不存在）

HOYA は、本吸収分割に伴い、PENTAX Medical に対して、会社法第 21 条第 1 項に定める競業禁止義務その他一切の競業禁止義務を負わない。

第 9 条（本契約の変更等）

本契約の締結後、本効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により、承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他必要が生じた場合は、HOYA 及び PENTAX Medical は協議の上合意により、本契約に定める本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（PENTAX Medical による本オランダ持株会社対価株式の取得）

PENTAX Medical は、本吸収分割の効力発生に先立ち、PENTAX Medical が本吸収分割に際して第 4 条に従い交付すべき数の本オランダ持株会社対価株式を、担保その他一切の制約のない状態で取得するものとする。

第 11 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、HOYA 及び PENTAX Medical が協議の上定める。

[本頁以下余白]

本契約締結の証として、本書2通を作成し、HOYA 及び PENTAX Medical が署名又は記名捺印のうえ、HOYA 及び PENTAX Medical が各1通を保有する。

2025 年 7 月 10 日

HOYA : 東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号
HOYA 株式会社
代表執行役最高経営責任者 池田 英一郎

PENTAX Medical : 東京都昭島市つつじが丘一丁目 1 番 110 号
PENTAX Medical 合同会社
職務執行者 松井 和人

承継権利義務明細表

PENTAX Medical が HOYA から承継する権利義務は、基準時において HOYA に属する次に掲げる権利義務とする。

1. 承継する資産及び負債

基準時において本事業に属する一切の資産及び負債（本事業に関して保有している現預金及び HOYA の PENTAX Medical に対する借入債務を含む。）並びにこれらに付随する一切の権利義務。なお疑義を避けるために付言すると、承継に伴う登記、登録、届出、通知その他手続の有無にかかわらず、本事業において使用する知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・ノウハウを含む。以下同じ。）は本吸収分割によって承継されるものとする。但し、以下に掲げるものを除く。

- ① 本事業以外の事業においても使用する知的財産権（「PENTAX」及び「ペンタックス」（これらに相当する外国語の表記を含む。）を含む商標に係る商標権を含む。）
- ② 株式

2. 承継する契約関係

基準時時点で有効な、本事業に属する取引基本契約、業務委託基本契約、人材派遣基本契約、売買基本契約及びこれら基本契約に基づく個別契約、並びに秘密保持契約、開発契約、品質保証契約、委任契約、販売代理店契約、売買契約、製造委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、サービス利用契約、保守・修理契約、業務委託契約、資産譲渡契約、共同研究契約、委託研究契約、協業契約、ライセンス契約・共同出願契約等の知的財産関連契約、人材紹介契約、顧問契約、合意書及び覚書、その他本事業に属する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務。但し、本吸収分割による契約の移転につき契約相手方の同意を要するものについては、当該同意の取得を条件とする。

3. 承継する許認可

基準時時点で HOYA が本事業に関して取得している一切の免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上本吸収分割に関連して承継可能なもの。

4. 承継する雇用契約

基準時時点で本事業に主として従事する従業員（以下「**承継対象従業員**」という。）との雇用契約及び承継対象従業員に係る出向に関する契約並びにこれらに付随する一切の権利義務（承継対象従業員が、本吸収分割により PENTAX Medical が HOYA から承継する知的財産権について、基準時までに行った職務発明に係る報奨金に関連する一切の権利義務を含む。）、並びに、労働組合との労働協約

以 上

別紙 2

吸収分割承継会社の成立の日(令和7年6月23日)における貸借対照表

貸借対照表の要旨

(令和 7年6 月23日現在) (単位:円)

科目		金額
資産の部	流動資産	1
	固定資産	0
	資産合計	1
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	社員資本	1
	資本金	1
	資本剰余金	0
	利益剰余金	0
	純資産合計	1
	負債・純資産合計	1